

## 中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： 16号公告に基づく税務調査における思わぬ落とし穴

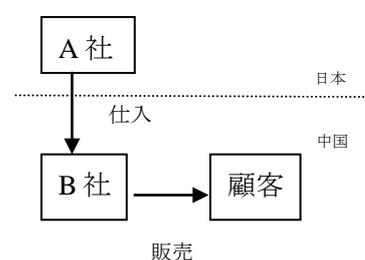
### その③-親会社からの仕入れ

2015年3月18日の中国国家税務局による「企業の国外関連者への費用支払に係る企業所得税問題に関する公告」（国家税務総局公告[2015]16号、以下「16号公告」）の公布・施行以来、本テーマに関連する税務調査が各地域において行われるようになりました。今回は、税務調査における思わぬ落とし穴シリーズの第三弾として税務調査事例及びその対応ポイントを紹介します。

#### 1. 事例

##### ➤調査対象会社の概要

- ① 中国子会社 B 社は、工作機械の販売会社である日本親会社 A 社から工作機械を仕入れて中国国内で販売している。
- ② B 社は連続3年間、営業利益はマイナスであった（移転価格同期文書未提出）。
- ③ B 社には営業部門がなく、数名の営業担当が主に A 社の紹介顧客に対して販売支援およびアフターサービスを行っている。



##### ➤税務調査

16号公告に基づき、税務局は税務調査を行い、次の資料の提出及びその説明等をB社に求めました。

- ① 日本 A 社の工作機械の主要仕入先と仕入価格
- ② 中国 B 社の会社組織図
- ③ 直近3年間の営業損失に関する合理的な説明

#### 2. 中国子会社 B 社の対応及び税務局の指摘

##### ➤中国子会社 B 社の対応

- ① 日本親会社の第三者仕入価格を明らかにする資料を提出し、粗利益率が低いことを説明
- ② B 社の営業赤字を改善させるために、日本親会社が1年前より中国への販売価格を下げたにもかかわらず、中国国内の人件費等の高騰に追い付かなかった旨を説明
- ③ 中国子会社に営業部門がないため、日本から技術者数名の派遣を受け、A 社の顧客に対する技術営業サポートを行っているが、そのコストさえ回収できていないことを説明

##### ➤税務局の指摘

B 社から上記の対応を受け、税務局は以下のような問題点を指摘しました。

- ① 単一機能(営業部門のない)の中国子会社は機能に見合わないリスクと損失を負うことができず、自己修正をしない場合には、移転価格調査を開始する可能性があること
- ② A 社の技術者派遣は中国における PE(恒久的施設)を構成し、本社の一部販売利益を申告すべきであり、かつ技術者個人については所得税法上の183日免税優遇の対象外であること
- ③ さらに、上記国税局の調査の直後、税関から調査が入り、B 社が不当に仕入価格を調整したため、仕入にかかる関税の課税価格を低く申告した事実があること



Grant Thornton

An instinct for growth™

### 3. 落とし穴と対応ポイント

本件において中国子会社B社の税務調査対応における落とし穴と対応ポイントは以下の通りです。

まず、中国においては、単一機能企業が営業赤字を計上する場合には、移転価格同期文書を提出しなければなりません(特別納税調整管理弁法 15 条、国税函 [2009] 363 号)。

また、企業所得税の調査、修正の結果は、輸入商品の関税や、PE 認定に派生する個人所得税等の問題に進展する可能性があることに留意しなければなりません。

#### お見逃しなく！

1 年前に日本 A 社が B 社の営業赤字を改善させるために、中国 B 社へ販売価格を引き下げたことによって、発生する販売価格と時価の差額のうち、「実質的に贈与または無償供与した金額」がある場合、日本の法人税法上国外関連寄附金に該当し、損金不算入とされるリスクがあります(法 37 条 8)。